

## 令和４年度名古屋市教育委員会第25号議案

### 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務の一部を教育次長に補助執行させるための協議を求められましたので提出します。

#### 1 新たに補助執行することを求められる事務

教育委員会がした処分についての審査請求（地方自治法により市長が審査庁となるものに限る。）に関すること。

#### 2 実施日

令和５年４月１日

#### 3 市長協議文

別紙のとおり

#### 4 参考資料

参照条文、委任・補助執行一覧

（令和５年３月24日提出 総務部総務課）

4 総行改第 4 号  
令和 5 年 3 月 6 日

名古屋市教育委員会  
教育長 坪 田 知 広 様

名古屋市長 河 村 た か し

市長の権限に属する事務の一部の補助執行に係る協議について

貴委員会事務局の教育次長には、現在、市長の権限に属する事務の一部の補助執行を願っておりますが、このたび下記のように補助執行の事務を追加致したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条の 2 の規定により貴委員会の意見を求めます。

#### 記

1 追加する補助執行の事務

教育委員会がした処分についての審査請求（市長が審査庁となるものに限る。）に関すること。

2 実施日

令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

(参考資料)

## 参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(参考資料)

## 委任・補助執行一覧（教育委員会関係）

| 権限    | 委任等の相手方  | 事務内容<br>(○：委任 ●：補助執行)                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会 | 観光文化交流局長 | ●町並み保存                                                                                                                                                                                                                                          |
|       | 子ども青少年局長 | ●青少年教育<br>●トワイライトスクール                                                                                                                                                                                                                           |
|       | スポーツ市民局長 | ●中学校施設のスポーツ開放                                                                                                                                                                                                                                   |
|       | 区長       | ○学齢児童及び学齢生徒の就学（就学義務の猶予・免除に関する事務を除く。）<br>○社会教育に必要な援助その他社会教育に関する事業の実施（学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除く。）<br>○選挙に関する法令又は規定に基づく学校施設の使用及び公営の実施                                                                                                                |
| 市長    | 教育長      | ○教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結                                                                                                                                                                                                                         |
|       | 教育次長     | ●私立学校<br>●教育財産（物品、債権及び基金に限る。）の取得及び処分<br>●公有財産（不動産を除く。）の取得<br>●普通財産の管理及び処分<br>●教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結<br>●教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行<br>●美術品等取得基金の管理<br>●教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定<br>●総合教育会議の運営<br>●教育委員会がした処分についての審査請求（地方自治法により市長が審査庁となるものに限る。） |

※網掛け部は令和5年4月1日から実施